

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和3年第11回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番灘波委員、12番 上原委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。</p> <p>申請番号44番 土地の所在は、安岐町瀬戸田字 [REDACTED] [REDACTED]、地目が田、面積は441㎡です。渡人は、安岐町瀬戸田の [REDACTED] さん、受人は、安岐町吉松の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できないため。受人は、規模拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次の申請番号45、46番は農地の交換です</p> <p>まず申請番号45番 土地の所在は、国東町見地字 [REDACTED] [REDACTED]、地目が畑、面積は78㎡です。渡人は、国東町見地の [REDACTED] さん、受人は国東町見地の [REDACTED] さんです。申請事由は、農地を交換するためです。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号46番 土地の所在は、国東町見地字今宮 [REDACTED] [REDACTED]、地目が畑、面積は46㎡です。渡人は、国東町見地の [REDACTED]</p>

事務局	<p>■さん、受人は国東町見地の■さんです。申請事由は、農地を交換するためです。売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号47番 土地の所在は、国東町小原字■、地目が畑、面積は392㎡です。渡人は、国東町小原の■さん、受人は国東町小原の■さんです。申請事由は、渡人は、後継者がいなく、農地を処分するためです。受人は、申請地に農作物栽培利用を考えているためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>申請番号48番 土地の所在は、国見町伊美字■、地目が畑、面積は195㎡です。渡人は、福岡市西区の■、受人は国見町伊美の■さんです。申請事由は、渡人は、県外在住の為管理できない。受人は、空き家バンク購入ためとなっています。売買による所有権移転です。なお、この農地については、9月の総会で農地の指定を受けています。</p> <p>申請番号49番 土地の所在は、国東町川原字■、地目が田、面積は313㎡です。渡人は、東京都中野区の■さん、受人は国東町川原の■さんです。申請事由は、渡人は、県外在住のため、管理できないため。受人は、経営規模拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p>
議長	<p>議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
佐藤委員	<p>申請番号45番の方は、50a要件を満たしてないのでは</p>
事務局	<p>申請番号45、46号は農地の交換ですので、どちらかが50a要件を満たしていればよいということです。また、申請番号45番の受人は農地所有適格法人の構成員となっていますので、これでも該当します。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかにご質疑等ございませんか。</p>



事務局

申請番号13番、土地の所在は、国東町安国寺字■■■■■■■■■■、地目は田、面積は441㎡です。渡人は、横浜市の■■■■■■■■■■さん。同じく■■■■■■■■■■さんです。それぞれ、持分2分の1です。受人は、国東町安国寺の■■■■■■■■■■さんです。転用の目的は駐車場用地です。申請事由は、経営するコンビニに、大型車両で来店する方の駐車場として使用する計画です。

資料をご覧ください。農地区分については、申請地は、北側を宅地に、東側を道路に、南側を里道と水路に、西側を農地に囲まれた、都市計画用途地域に指定されており、第3種農地と判断できます。事業計画については、表土を鋤取り、砕石を厚さ10cm程敷き詰め、雨水等は、筆の東側にある既存のU字溝に排水する計画です。こちらは、有償による所有権移転です。

議長

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

それでは、議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。

次に議案第65号 農地所有適格法人に係る要件適格届について説明をお願いします。

事務局

議案第65号 農地所有適格法人に係る要件適格届について資料に基づき説明申し上げます。

申請番号5番、申請人について、法人の住所は、国東市安岐町中園■■■■■■■■■■、法人の形態は株式会社です。名称は、株式会社■■■■■■■■■■ 代表取締役■■■■■■■■■■、法人の設立日は令和3年5月19日、資本金は■■■■■■■■■■万円です。株式の譲渡制限はあります。

事業については、農畜産物の生産及び販売、外以下記載のとおりです。

議決権の総数及び農業関係者の持株率は、構成員2名、発行株

事務局	<p>数は■■■■株、農業関係者の株数■■■■株で農業関係者の持株率は■■■■です。</p> <p>農業に従事する構成員は、■■■■さん従事日数330日、■■■■さん260日、農作業に従事する者は、■■■■さん農作業従事日数は300日、■■■■さん260日です。</p> <p>取得予定地については、今のところすぐに取得する予定はありません。主要作物は、水稲、麦、大豆です。</p>
議長	<p>議案第65号 農地所有適格法人に係る要件適格届について事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
徳丸委員	<p>農業に従事する日数と農作業に従事する日数で30日の差があるがこれはどういうことでしょうか。</p>
事務局	<p>農作業に従事する日数は純粹に農作業に従事する日で、農業に従事する日数は、農作業のほか雑務等もはいつています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
徳丸委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかにご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第65号 農地所有適格法人に係る要件適格届について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第65号 農地所有適格法人に係る要件適格届については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第66号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第66号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定については、総数が54筆で72,667㎡、内</p>

事務局	<p>訳は田が43筆、46, 847㎡、畑が11筆の25, 820㎡です。新規設定は30筆、46, 478㎡、更新は24筆で26, 189㎡です。</p> <p>詳細につきましては、資料の6～8ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第66号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>新規設定は、農業委員、農地利用最適化推進委員が活動した結果ということか。</p>
事務局	<p>それもあるとは思いますが、全部が委員さんたちが活動してこの利用権設定に結びついているということはないと思われます。</p> <p>委員さんの活動を書く欄はありませんので正確にはわかりません。</p>
議長	<p>委員の活動の一つである農地の集積にあたるので、どの程度かわかればと思ったので聞いてみました。</p> <p>それでは、議案第66号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第66号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第67号 農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第67号 農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が4筆、面積は5, 899㎡です。内訳は全て田です。</p> <p>詳細につきましては、資料の10ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第67号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p>

	(質疑なし)
議長	<p>それでは、議案第67号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第67号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第68号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第68号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明申し上げます。</p> <p>申請番号48番 農地の所在は国見町鬼籠字 [REDACTED] 地目は畑 面積は221㎡です。申請人は神奈川県川崎市の [REDACTED] さん、申請事由は、30年前までは申請者の父が耕作していたが、父が亡くなって以降管理する人がおらず、現在は荒れ果てている。</p>
議長	議案第68号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。
富貴委員	非農地になったあとは、どうするのでしょうか。
事務局	申請地の隣の宅地の所有者に管理をお願いすると伺っています。
議長	よろしいでしょうか。
富貴委員	はい。県外に住まれていますし、どうするのかわかったので。
議長	ほかに何かございませんでしょうか。
	(質疑なし)
	それでは、議案第68号 農地法の規定による非農地証明書の交付について提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	<p>議案第68号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>以上で議案は終わりです。 報告事項の農地変更届について、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>では、農地変更届の提出がありましたので報告します。 申請番号3番、農地の所在は、国見町榎海字■■■■ 地目は田、面積は738㎡です。 用途は農地造成です。全体に50cm程盛土をします。 申請事由は、申請地は深田で水稻を作るにも機械が入らないので、盛土をして畑として果樹を栽培予定です。こちらは農用地区域内農地です。 資料をご覧ください。隣接する■■■■の農地に進入路を造っていますが、こちらも農用地区域内農地であり、進入路がなくても申請農地に入ることができますので、撤去するように伝えています。農地造成については、700㎡を超えていますので、市の環境衛生課へ届出をしています。また、隣接する水路に土が入らないよう水路の一部にふたをしていますので、建設課にも法廷外公共物の使用許可の届出をしています。以上です。</p>
議 長	<p>報告事項の農地変更届について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>では、連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>次回の総会は、11月9日(火)午後2時からこの201会議室で行います。また、総会終了後、農業者年金の研修会を開催するよう計画していますので出席方よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p>